

**J A F 公 認 国 内 競 技**  
**2005年JAFカップオールジャパンジムカーナ**  
**2005年JMRC全国オールスタージムカーナ**  
**特別規則書(草案)**

公認番号2005 - 3127

**第1条 競技会の定義および組織**

2005年JAFカップオールジャパンジムカーナ/第4回JMRC全国オールスタージムカーナは、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2005年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本特別規則に従い国内競技として開催される。

**第2条 競技会の名称**

2005年JAFカップオールジャパンジムカーナ  
2005年JMRC全国オールスタージムカーナ

**第3条 競技種目**

ジムカーナ

**第4条 競技の格式**

JAF公認:国内競技  
JAF 公認番号2005 - 3127

**第5条 開催日程**

2005年11月5日(土)~6日(日)2日間

**第6条 競技会開催場所**

名称:名阪スポーツランド・Cコース  
(公認番号2005 - 1 - 2902)  
所在地:奈良県山辺郡山添大字切幡梅川山  
TEL:07438-7-0007

**第7条 オーガナイザー及び大会事務局**

名称:レーシング・チーム・スピナーズ (SPINERS)  
連絡先:京都市右京区常盤窪町1-57  
代表者:岡崎 幹 TEL 075-861-9554  
Eメール spinners@nifty.com

**第8条 大会役員**

大会会長:恒松 雅彦(JMRC北海道)  
大会副会長:山本 貢 (JMRC四 国)

**第9条 大会組織委員会**

組織委員長:岡崎 幹 (JMRC近 畿)  
組織委員:古川 昌一(JMRC北海道)  
組織委員:伊藤 雅樹(JMRC東 北)  
組織委員:堀内 純 (JMRC関 東)  
組織委員:川村 徹 (JMRC中 部)  
組織委員:藤井 健嗣(JMRC中 国)  
組織委員:大西 周 (JMRC四 国)  
組織委員:佐藤 裕 (JMRC九 州)

**第10条 競技会主要役員**

1)審査委員会

審査委員長:武山 策彌(JAF派遣)  
審査委員:大谷 保志(JAF派遣)  
審査委員:藤田 直廣(JMRC中国)

2)競技役員

競技長:岡崎 幹  
副競技長:上村 賢司  
副競技長:円実 司  
コース委員長:工藤 哲裕  
計時委員長:川崎 孝則  
技術委員長:中尾 鉄郎  
パドック委員長:野坂 拓司  
救急委員長:斎藤 暢子  
医師団長:林 正浩  
事務局長:岡崎 邦江

**第11条 参加申込および参加費用**

1)参加申込場所及び問合わせ先

申込先は下記のそれぞれの地区担当部長まで

- ・北海道地区:〒001-0910 札幌市北区新琴似10条7丁目6-27  
古川 昌一 TEL011-762-7874
- ・東北地区:〒989-3128 仙台市青葉区愛子中央2-3-23  
奥州ビクトリーサークルクラブ 大谷 保志 TEL022-225-5037
- ・関東地区:〒370-2131 群馬県多野郡吉井町岩崎2297  
堀内 純 TEL027-388-3195 FAX027-388-2295
- ・中部地区:〒417-0061 富士市伝法946-16 アジュール内  
川村 徹 TEL0545-71-9575
- ・近畿地区:〒616-8224 京都市右京区常盤窪町1-57  
岡崎 幹 TEL/FAX075-861-9554
- ・中国地区:〒720-0092 福山市山手町5丁目13番20号  
京福有限会社内 藤井 健嗣 TEL084-922-0177
- ・四国地区:〒791-8022 松山市三沢2-5-33  
山本自動車工業内 大西 周 TEL089-924-0220
- ・九州地区:〒803-0846 北九州市小倉北区下津1丁目4-14  
PROSHOPスプライン内 佐藤 裕 TEL093-591-9377

2)参加受付期間

受付開始 2005年 9月26日(月)

締 切 日 2005年10月14日(金)

3)提出書類

所定の参加申込書、改造申告書、選手紹介等に必要事項を記入し、署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。

4)参加料は次の通りとする。

参加料:

- 国内競技(JAFカップ&JMRCクラス)参加者
- ・JMRC会員以外:1名 30,000円
- ・JMRC会員:1名 25,000円
- ・レディースクラスおよびBクラス参加者
- ・JMRC会員以外:1名 25,000円
- ・JMRC会員:1名 20,000円

参加締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加料の返還は

されない。

公式車検に合格しなかった場合も参加料は返還されない。

参加料は現金書留にて郵送すること。電話、FAXによる受付は一切行わない

#### 5)その他

サービスカー登録:1台 3,000円

サービス員登録:1名 2,000円

(JMRC選抜戦からの出場選手 5名まで 無料)

(上記以外 1名のみ 無料)

予備スペース:3,000円(申込書にて登録すること)

注)スペースは競技車両1台分2.5m×5m

競技車両積載車:無料(申込書にて登録すること)

注)会場前トンネルのサイズ(高さ)に注意

宿泊:手配は各自で行うこと

弁当:各自で準備すること(会場に食堂有り)

及び はN・S A車両は重複不可。どちらかを参加申込み細書に明記。S C・D車両は重複申込可能。

### 第12条 サービス員およびサービスカー

サービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについては登録を必要とする。登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。競技中サービスカーの移動は禁止する。

### 第13条 競技のタイムスケジュール

(5日)

・ゲートオープン..... 7:00 ~  
・公式参加確認受付A..... 12:30 ~ 15:30  
・公式車検A..... 13:00 ~ 16:00  
・車両保管..... 17:00 ~ 翌6:00

(6日)

・ゲートオープン..... 6:00 ~  
・公式参加確認受付B..... 6:20 ~ 6:50  
・公式車検B..... 6:30 ~ 7:00  
・慣熟歩行..... 7:00 ~ 7:30  
・開会式・ドライバーズブリーフィング..... 7:50 ~ 8:10  
・第1ヒート開始..... 8:30  
・慣熟歩行..... 1ヒート終了後40分間  
・第2ヒート開始..... 慣熟歩行終了10分後  
・表彰式および閉会式..... 15:50 ~ (予定)

### 第14条 参加資格と優先順位

- 2005年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 2005年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 2005年度各地区のJMRC上級シリーズ選抜戦の各部門、各クラスの上位入賞者2名(5.にて審査請求要)
- 2005年度各地区のJMRCにおけるその他のシリーズ選抜戦の各部門、各クラスの上位入賞者1名(5.にて審査請求要)
- オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査の上、認められた者。但し、前項1.および2.に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

### 第15条 参加制限

競技運転者は、1競技に1台の車両でのみ参加できる。

ただし、重複参加は認めるが、この場合同一者によって運転されてはならない。重複参加は2名まで認める。

### 第16条 参加受理

参加申込み締切り後、5日以内に参加申込者に対して参加の諾否を通知される。クラスが不成立の場合は受理書にて通知される。

### 第17条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000を差し引いて参加料を返却する。

### 第18条 参加者

- 参加者は本年度有効なJAF参加者許可証以上を所持していなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼ねる場合はこの限りではない。
- 参加者は自チームのドライバー、メカニックなどの行動に責任を持たなければならない。

### 第19条 競技運転者(ドライバー)

ドライバーは、本年度有効なJAF発給の国内競技運転者許可証B級以上を所持者でなければならない。

### 第20条 参加台数

180台までとする。

### 第21条 参加車両および競技クラス区分

- 参加車両  
参加車両は、2005年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に従ったN、B、S、D部門の車両とする。
- 競技クラス区分  
本規則第14条による参加者は、参加者が参加資格を得た部門、クラスに従って次の競技クラスに区分される。
  - N車両部門  
N クラス:気筒容積1000cc以下のN車両  
N クラス:気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両  
N クラス:気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両  
N クラス:気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両
  - S A車両部門  
S A クラス:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のS A車両  
S A クラス:気筒容積1600ccを超える2輪駆動のS A車両  
S A クラス:4輪駆動のS A車両
  - S C車両部門:  
S Cクラス(クラス区分なし)
  - D車両部門:  
Dクラス(クラス区分なし)
  - レディースB車両部門:  
Lクラス(クラス区分なし)(JMRCのみ)
  - スピードB車両部門  
B クラス:2輪駆動のB車両(JMRCのみ)  
B クラス:4輪駆動のB車両(JMRCのみ)

### 第22条 ドライバー変更および車両変更

- ドライバー変更は認められない。
- 車両変更
  - 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承

認を得ること。

- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は、「公式参加確認受付B」の終了までとする。

### 第23条 車両検査

1. 競技会技術委員長は、競技に先立ち公式車両検査を実施する。参加者は出走可能な状態でタイムスケジュールに従い、指定の場所において公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は、競技に参加できない。
2. 全ての参加者は、車両検査と同時にスピード行事開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正後再度車両検査を受けなければならない。
4. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合していることを証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログなどを提示して証明しなければならない。
5. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両および運転者の参加資格について検査をする事ができる。
6. 競技番号(ゼッケン)は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げる事なく正しく貼り付けること。全周をテーピングすること。
7. 公式車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。

### 第24条 競技車両のパドック待機

1. 全ての競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
2. 待機中競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長への届出および承認を必要とする。

### 第25条 再車両検査

1. 公式車両検査後、参加車両が競技中のトラブル等により補修を行う場合は技術委員に申告し再車両検査を受けなければならない。
2. 競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

### 第26条 ドライバースプリーフィング

1. 競技長は、競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバースプリーフィングを開催する。
2. ドライバースプリーフィングは、あらかじめ指定された場所において行われ、競技開始の少なくとも、15分前までに終了する。
3. 全ての競技運転者はドライバースプリーフィングに必ず出席しなければならない。

### 第27条 慣熟歩行

1. 慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。
2. 慣熟歩行は公式車両検査終了後に行う。但し、登録されたサービスマンが車検に立ち会う場合はこの限りではない。

3. 競技コース図は公式通知にて公示する。

### 第28条 スタート

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. スタート方法は、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
3. 当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。
4. ダブルエントリーは、ゼッケン番号の若い方よりスタートする。

### 第29条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出なければならない。

### 第30条 計時

計測は、自動計測機器を使用し、1 / 1000 秒まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。

### 第31条 順位決定

原則として2ヒート走行し、良好なタイムを結果として採用し最終の順位を決定する。但し、同一タイムの者が複数の場合は、以下の基準により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

### 第32条 競技上のペナルティー

1. コース上の指定パイロンに対し、移動または転倒と判定された場合、1個について5秒を走行タイムに加算する。
2. コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
3. 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
4. ミスコースをした場合およびミスコースと判定された場合は当該ヒートを無効とする。
5. 反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。
6. スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
7. スタート合図後、10秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
8. 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。

### 第33条 競技中の燃料補給

パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではいならない。パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備すること。

### 第34条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合に、これに対し抗議する権利を有する。但し、「オーガナイザーの行う参加拒否」および国内競技規則 10-21-2 に従ってなされた審判員の判定に対する抗議は出来ない。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長または競技長補佐に提出す

ること。

- 2) 抗議料は抗議が正当と裁定された場合および審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。(国内競技規則 12-2 参照)
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合には抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が裁定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

### 第35条 抗議の制限時間

1. 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。
3. 競技中の過失または反則に関する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内とする。

### 第36条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 競技会審査委員会は、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会の成立延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行う場合がある。
2. 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. 競技会中止の場合には参加料は返還される。延期の場合参加料は本競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合も参加料は返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

### 第38条 賞典

#### 賞典

- 1) 各クラス 1～6位 トロフィー・賞金  
ただし、賞典は参加台数その他により制限する場合がある。
- 2) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものと見て、オーガナイザーの用意した賞金は授与されない。

### 第39条 参加者及び競技運転者の尊守事項

以下の事項について参加者および競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。

- 1) 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) 入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式に出席すること。
- 5) パドック内は全てパドック委員の指示に従い徐行とする。

### 第40条 本規則の解釈

競技会中に本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

### 第41条 罰則

1. 規則違反または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
2. 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択に

ついては、競技会審査委員会が決定する。

### 第42条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2. 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
3. 本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。

以上  
大会組織委員会



2005 JAF CUP GYMKHANA  
**2005 JMRC ALLSTAR GYMKHANA**



2005年JAFカップオールジャパンジムカーナ 2005年JMRC全国オールスタージムカーナ  
11月5日～6日名阪スポーツランドCコース オーガナイザー レーシングチームスピナーズ

11月5日(土)練習走行のご案内

11月6日決勝に向けての練習走行を11月5日(土)に設定致しましたのご案内します。  
スケジュール及び参加料は下記の通りです。

## 練習走行スケジュール

練習走行受付	7:30～ 8:30
練習走行慣熟歩行(50分間)	8:00～ 8:50
練習走行ドライバーズフリーフィンゲ	9:00～ 9:10
練習走行第1ヒート	9:20～
練習走行慣熟歩行(30分間)	第1ヒート終了後 30分間
練習走行第2ヒート	第1ヒート終了後 35分後

当練習走行に参加頂いた皆さんは恐れ入りますが、基本的には当競技会特別規則書13条(タイムスケジュール)にあります、「公式参加確認受付A」、「公式車検A」をお受け下さい。

練習走行受付は競技会受付とは別です。必ず当競技会特別規則書の公式参加確認受付を受けてください

## 参加料

5000円(走行2回付)

## 参加申込方法

参加申込明細書に練習走行の項目がありますので、練習「有」に印を付けていただき、その他の費用と合算して御申込下さい。